土地改良区定款変更の認可(農村整備課)

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)

○告示

目

次

### 年 5月19日 (金曜日) 定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

山口県告示第百六十五号

生活保護法施行規則

(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定により、

指

令和五年五月十九日

### 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課) (厚政課) \* 令和 5

局

"

今津町四丁目四番四号

岩国市平田一丁目二八番二五号

令和五、

四、 月

 $\equiv$ 日

平田壱丁目薬局

名

称

所

機

関

地

指定辞品

退

年

山口県知事

村

岡

嗣

政

## 山口県告示第百六十四号

山

口

土地改良区の役員の届出

(農村整備課)

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 指定医療

ディカルフェ株 式会社メ

郷八四四の四山口市小郡下

三好薬局

郷八四四の四山口市小郡下

イス

有限会社龍泉

ム秀東館虹グループホー

えい会医療法人こう

通二丁目二七周南市代々木

形外科医院を療法人こう

令和五年五月十九日

称療 防府市栄町一丁目九番三 山口市秋穂東三九五三

所

在

機

関 地

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

秋穂クリニック

名

しみず医院

"

令和五、 廃 止 年 三 月 日

### 山口県告示第百六十六号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

令和五年五月十九日

称名又は名 定介 名居 宅

のた 住所 を 所 を 事 業 者

称介 護

所事 在業

地所

山口県知事

村

岡

嗣

政

種事類業

0 指定年月日

通二丁目二七 テハ訪 ビ問 ーリリ 令和五、

ション

養居 賃管宅 理療 四 "

活共対認 介同応知 護生型症  $\equiv$ 

# 山口県告示第百六十七号

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 項の規定により、

口県知事 村 岡 嗣 政

令和五年五月十九日

種事 類業 0) 指定年月日

シリリ防介 ョテハ訪護 ンービ問予 令和五、 二、

匹

"

理療防介 指養居護 導管宅予

"

護生型症防介 活共対認護 介同応知予

<u>\_</u>

<u>=</u>

(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する 次の区域及び区分について

口県知事 村 崗 嗣 政

分

一項の規定に基づき、 土地

令和五年五月十九日

下関土地改良区 土地改良区の名称

令和五、 認 可 五 年 九 月 日

山口県知事

村

岡

嗣 政

(九四) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 土地

令和五年五月十九日

就任した役員

土地改良区の名称

-関土地改良区

土地改良区の名称

0)

别

氏

住

下関土地改良区

理

事

村上

禮次 名

下関市松屋本町四丁目七二七番七号

退任した役員 理

監理 事事

監理 事事 事 三原

の別 氏

名

住

所

山口県知事

村

尚

嗣

政

敬 関

.市木屋川本町三丁目九八番二号

所